

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	山陽電気鉄道株式会社			コード	9052		
提出日	2020/6/3		異動（予定）日	2020/6/24			
独立役員届出書の提出理由	独立役員である社外監査役 篠本信裕氏が定時株主総会終結の時をもって退任し、新たに中尾一彦氏が社外監査役として選任される予定のため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤原 崇起	社外取締役	○									○	○					有
2	長尾 真	社外取締役	○										○					有
3	勝田 達規	社外監査役	○									○						有
4	中尾 一彦	社外監査役	○									△					新任	有
5																		

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤原崇起氏は当社の主要株主である阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長であり、当社は同社と鉄道列車の相互直通運転を行っていますが、特別な利害関係はありません。	藤原崇起氏は阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長であり、当社と同じ運輸交通事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識を有しております。なお、阪神電気鉄道株式会社は当社の主要株主（持株比率17.38%）ですが、同社と鉄道列車の相互直通運転等に関し、直通区間における列車の運転に関する取引、列車の運転業務等の受託に関する取引および共同駅の使用等に関する取引は実質精算であり、取引額は僅少で当社の経営に重大な影響を与えることはありません。また、藤原氏個人と当社との間で特別な利害関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためあります。
2	長尾真氏は神姫バス株式会社の代表取締役社長であります。当社代表取締役社長である上門一裕は同社の社外取締役として選任されており、相互就任の関係にあります。役員を相互に派遣しているのは、両社とも兵庫県南部において運輸交通事業を営んでいることから、経営について助言し合うことが両社にとって有益であると判断したからであります。	長尾真氏は神姫バス株式会社の代表取締役社長であります。当社と同じ運輸交通事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識を有し、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためあります。
3	勝田達規氏は関電不動産開発株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社と共同分譲マンション事業に関する取引がありますが、特別な利害関係はありません。	勝田達規氏は関電不動産開発株式会社の代表取締役社長であります。社外で培ってきた幅広い経験と豊富な見識を有しております。なお、関電不動産開発株式会社は当社と共同分譲マンション事業に関する取引がありますが、当該取引は主として立替賃の当社負担分の精算であり、当社の経営に重大な影響を与えるものではありません。また、勝田氏個人と当社との間で特別な利害関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためあります。
4	中尾一彦氏は株式会社三井住友銀行の出身であります。当社は同社と借入等に関する取引がありますが、有利子負債残高に占める同社への借入依存度は突出していないことから、特別な利害関係はありません。	中尾一彦氏は神戸土地建物株式会社の代表取締役社長であります。社外で培ってきた幅広い経験と豊富な見識を有しております。なお、中尾氏は株式会社三井住友銀行の出身であります。当社は同社と借入等に関する取引がありますが、有利子負債残高に占める同社への借入依存度は突出していないことから、当社の経営に重大な影響を与えるものではありません。また、中尾氏個人と当社との間で特別な利害関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためあります。
5		

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
---

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人的業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。